



2025年5月28日

各 位

会社名 株式会社WACUL  
代表者名 代表取締役社長 大淵 亮平  
(コード番号：4173 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役 コーポレート担当 竹本 祐也  
(TEL 03-5244-5535)

## 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2025年5月28日開催の取締役会において、2025年7月下旬を目途に開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の招集のための基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年6月13日(金曜日)(以下、「本基準日」といいます。)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日:2025年6月13日(金曜日)
- (2) 公告日:2025年5月30日(金曜日)
- (3) 公告方法:電子公告(当社ホームページに掲載いたします。)

<https://ir.wacul.co.jp/announce/>

### 2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

2025年4月10日付「株式会社TBSホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社TBSホールディングス(以下「公開買付者」といいます。)は、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)及び本新株予約権(注)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が成立した場合であっても、当社株式(本新株予約権の行使により交付される当社株式を含みます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続の実施を予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主(ただし、公開買付者及び当社を除きます。)の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)すると予定とのことです。他方、②本公開買付けの成立後に、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が、当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を、2025年7月下旬頃を目途に開催することを、当社に要請する予定とのことです。

当社は、上記②の場合に本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合には、その開催日及び開催場

所並びに付議議案の詳細等につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

ただし、本公開買付けが成立しなかった場合、又は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が、株式等売渡請求をする場合には、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、本基準日についても利用しない予定です。

また、本公開買付けの買付け等の期間が延長された場合、本臨時株主総会の基準日も延期する予定です。

(注)「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称しています。

- ① 2019年5月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権(行使期間は2019年9月1日から2029年8月31日まで)
- ② 2019年5月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権(行使期間は2021年5月29日から2029年5月28日まで)
- ③ 2019年10月24日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権(行使期間は2021年10月25日から2029年10月24日まで)
- ④ 2019年10月24日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権(行使期間は2019年12月1日から2029年11月30日まで)
- ⑤ 2022年4月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権(行使期間は2024年4月29日から2032年4月28日まで)
- ⑥ 2023年6月23日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権(行使期間は2025年6月24日から2033年6月23日まで)
- ⑦ 2023年6月23日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第8回新株予約権(行使期間は2025年6月1日から2030年5月31日まで)
- ⑧ 2024年6月27日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第9回新株予約権(行使期間は2026年6月28日から2034年6月27日まで)

以 上